

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和5年9月15日 鏡石町農業委員会第2回定例総会は、鏡石町役場第一会議室に召集された。

記

- 1 招 集 告 示 令和5年9月 6日 (水)
- 2 会 期 令和5年9月15日 (水) 1日間
- 3 開 閉 の 日 時
開 会 令和5年9月15日 (水) 午後1時30分
閉 会 令和5年9月15日 (水) 午後2時18分
- 4 会 議 場 所 鏡石町役場 第一会議室
- 5 招 集 委 員
農業委員
1番 大 塚 光 法 君 2番 根 本 竜 太 郎 君
3番 鶉 沼 雅 子 君 4番 藤 島 真 理 子 君
5番 白 澤 正 君 6番 稲 田 貴 夫 君
7番 面 川 祐 吉 君 8番 円 谷 一 男 君
9番 菊 地 榮 助 君
農地利用最適化推進委員
2番 大 河 原 雄 二 君 7番 佐 藤 丹 治 君
8番 込 山 信 雄 君 10番 円 谷 勝 彦 君
- 6 出 席 委 員
農業委員
1番 大 塚 光 法 君 2番 根 本 竜 太 郎 君
3番 鶉 沼 雅 子 君 4番 藤 島 真 理 子 君
6番 稲 田 貴 夫 君 7番 面 川 祐 吉 君
8番 円 谷 一 男 君 9番 菊 地 榮 助 君
農地利用最適化推進委員
2番 大 河 原 雄 二 君 7番 佐 藤 丹 治 君
8番 込 山 信 雄 君 10番 円 谷 勝 彦 君
- 7 欠 席 委 員
5番 白 澤 正 君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 倉 田 知 典 主事 小 田 川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 現況確認証明申請について
報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 2 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。そろそろ稲刈りの季節に入りますが、鏡石町は水が早く上がったことが心配です。ただ、鏡石はまだ旧田が多いため大丈夫かとは思いますが、水路の末端で水が行かなかったところはなんとかいい収穫ができればと思っております。

また、今日は、推進委員より 4 名の出席をいただきましたが、最近では非農地や太陽光等の申請が来ており、行政としても電力発電が求められているところではありますが、許可するにも営農に影響がないところであればいいなと思います。

本日は、議案が 3 件、報告が 2 件となりますので、ご審議をいただければと思います。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。
欠席者については、5 番 白澤委員であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「3 番 鵜沼 雅子 委員」「4 番 藤島 真理子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり所有権移転の許可申請があったので、適否の決定を求める。
こちらにつきましては、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転となります。
詳細な場所については、別紙のとおりです。
説明は以上です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号について説明が終わりました。
ここで、地元委員の説明を求めます。

議長 10番 円谷推進委員

円谷推進委員 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、現地調査は、9月5日（火）、根本委員と実施しました。
代理人 設楽行政事務所と面会し、譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、規模拡大をする申請内容であり、耕作するための所有権移転に間違いのないことを確認しました。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求める。
こちらにつきましては3件ございます。
番号1については、設定人より被設定人へ農地を物置建設のため譲渡する物でございます。
番号2については、設定人より被設定人へ農地を譲り受け太陽光発電の設置をするものでございます。
番号3については、設定人より被設定人へ農地を譲り受け太陽光発電の設置をするものでございます。

その他、内容については記載のとおりでございます。

議長 議案第2号について説明が終わりました。
それでは、地元委員より意見を求めます。

議長 10番 円谷推進委員

円谷推進委員 議案第2号 番号1 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての、現地調査は、9月5日(火)、根本委員と実施しました。
譲受人及び譲渡人の代理人 坂本行政事務所と面会し、倉庫建設のため農地転用との、説明を受けました。
この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて2番 大河原推進委員

大河原推進委員 議案第2号 番号2 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての、現地調査は、9月5日(火)、菊地会長と実施しました。
譲受人及び譲渡人の代理人 円谷行政事務所と面会し、太陽光発電のための農地転用について、説明を受けました。
この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第2号 番号3 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての、現地調査は、9月5日(火)、白澤委員、稲田委員と実施しました。
譲受人及び譲渡人の代理人 円谷行政事務所と面会し、太陽光発電のための農地転用について、説明を受けました。
この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。
以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長	挙手全員でございますので、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。
議 長	次に議案第3号 現況確認証明申請について、 を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第3号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、 非農地とする事の適否の決定を求める。 全部で9名の申請がございました。 番号1について、池ノ原地区 番号2について、鹿島地区 番号3について、鹿島地区 番号4について、鹿島地区 番号5について、鹿島地区 番号6について、鹿島地区 番号7について、鹿島地区 番号8について、東鹿島地区 になります。 地番、面積については記載のとおりです。 こちらにつきましては、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難であると確認しました。 また、復元したとしても継続して営農される見込みはないということで、事務局では判断させていただいたところでございます。 続いて、番号9について、豊田地区は8件あります。 地番、面積については記載のとおりです。 以上、説明を終わります。
議 長	議案第3号について説明が終わりました。 それでは、地元委員より意見を求めます。
議 長	7番 佐藤推進委員
佐 藤 推進委員	議案第3号 番号1 現況確認証明申請についての現況確認は、9月5日 (火)私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、小 田川主事の5名で実施しました。 現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化して いるため、農地に復元することは困難であることを確認しました。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、8番 込山推進委員
込 山 推進委員	議案第3号 番号2～7及び9 現況確認証明申請についての現況確認 は、9月5日(火)私のほか、白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、 小田川主事の5名で実施しました。 現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化して いるため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

また番号8についての現況確認については、1件を除き、現地は矢吹原土地改良区の送水管の破損により田の耕作が不可能になり、今年からは農地は耕作されず、今後も復旧が見込まれないことから、雑木が生えるなど、原野化、山林化することが予想され、農地に復元することは困難であることを確認しました。

除いた1件については、耕作中であり、非農地としては不許可となることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願ひます。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、1件については不許可、その他については非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請については、1件は不許可、その他については非農地と判断することに決定しました。

議長 次に、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。
こちらにつきましては、東町地区において集合住宅の建設を目的とした農地転用の届出がありましたのでご報告いたします。
なお、面積、位置図につきましては、記載のとおりです。

議長 ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(発言なし)

議長 御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

議長 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。

こちらにつきましては、本町地区の農地を宅地にするため譲渡人から譲受人へ売買するための所有権移転となります。

面積、位置図については、記載のとおりでございます。

議長 ただいまの報告第2号について、事務局の朗読説明が終わりました。報告第2号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(発言なし)

議長 御意見、御異議がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

議長 その他の件については、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見書の確認が漏れていたため、追加でご確認願います。

別紙意見書をご確認ください。

いずれも第2種農地であり、農地転用に関する許可基準からみた意見は適当であります。

また、本日9月15日(水)に意見の決定をした後、1週間後の9月22日(水)に知事へ送付いたします。

その他、内容については記載のとおりです。

議長 議案第2号について、追加で確認がありましたが、質疑・意見等ございませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、許可適当といたします。

議長 その他の件については、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第2回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 18 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 3番 印

署名委員 4番 印